【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成23年度総合せき損センター増改築工事監理業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年4月1日 | （株）山下設計<br>東京都中央区日本橋小網町6番1号 | 契約の性質又は目的が競争に適さないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 19,530,000 | － | － | 当該工事について設計段階から一連の業務であるため。 | 14 | |
| 本部借上宿舎に係る賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年4月1日 | （独）都市再生機構神奈川地域支社<br>神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 107,905,920 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 浜松労災病院増改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年4月1日 | 静岡県埋蔵文化財センター<br>静岡県静岡市駿河区谷田23番20号 | 契約の性質又は目的が競争に適さないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 55,839,000 | － | － | 契約の性質又は目的が競争に適さないため。 | 19 | |
| 労働者健康福祉機構本部清掃請負業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年4月1日 | （株）オール商会<br>東京都中央区銀座1丁目24番9号 | 事務所賃貸契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 11,251,800 | － | － | 事務所賃貸契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないため。 | 5 | |
| 基幹システム刷新可能性調査及びシステム最適化計画書作成並びに調達仕様書作成に係る調査支援業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年4月1日 | （株）リコー<br>東京都大田区中馬込一丁目3番6号 | 現に履行中の業務であり、分割して他者に履行させることが著しく不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。 | － | 39,732,000 | － | － | 現に履行中の業務であり、分割して他者に履行させることが著しく不利であるため。 | 14 | |
| 照射赤血球濃厚液LR－2400由来　1袋　他8件 | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター<br>〒072-0015<br>北海道美唄市東4条南1-3-1<br>契約担当役　院長　安田　慶秀 | 平成23年4月1日 | （認）北海道赤十字血液センター<br>北海道札幌市西区山の手2条2-3-37 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,983,546 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カルディオダイン注他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター<br>〒072-0015<br>北海道美唄市東4条南1-3-1<br>契約担当役 院長 安田 慶秀 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 12,575,955 | — | — | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 上水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター<br>〒072-0015<br>北海道美唄市東4条南1-3-1<br>契約担当役 院長 安田 慶秀 | 平成23年4月1日 | 美唄市<br>北海道美唄市西3条南1丁目1－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | — | 6,609,855 | — | — | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター<br>〒072-0015<br>北海道美唄市東4条南1-3-1<br>契約担当役 院長 安田 慶秀 | 平成23年4月1日 | 美唄市<br>北海道美唄市西3条南1丁目1－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | — | 14,862,862 | — | — | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 薬品（血液製剤5種類） | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院<br>〒068-0004<br>北海道岩見沢市4条東16-5<br>契約担当役 院長 木村 清延 | 平成23年4月1日 | （認）北海道赤十字血液センター<br>北海道札幌市西区山の手2条2丁目3番37号 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 29,042,694 | — | — | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 薬品（造影剤5種類） | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院<br>〒068-0004<br>北海道岩見沢市4条東16-5<br>契約担当役 院長 木村 清延 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 13,585,320 | — | — | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 医療用酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院<br>〒068-0004<br>北海道岩見沢市4条東16-5<br>契約担当役 院長 木村 清延 | 平成23年4月1日 | テルモメディカルケア（株）札幌営業所<br>北海道札幌市白石区中央3条3丁目6－33 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 7,560,000 | — | — | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式２】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第１四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療用酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院<br>〒068-0004<br>北海道岩見沢市4条東16-5<br>契約担当役　院長　木村　清延 | 平成23年4月1日 | 北海道エアウォーター(株)道央支店岩見沢営業所<br>北海道岩見沢市5条東12丁目1番地 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 13,986,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 上下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院<br>〒068-0004<br>北海道岩見沢市4条東16-5<br>契約担当役　院長　木村　清延 | 平成23年4月1日 | 岩見沢市<br>北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 34,387,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 放射性同位元素 | 独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院<br>〒085-8533<br>北海道釧路市中園町13-23<br>契約担当役　院長　草野　満夫 | 平成23年4月1日 | (社)日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 19,963,230 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 借上宿舎 | 独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院<br>〒085-8533<br>北海道釧路市中園町13-23<br>契約担当役　院長　草野　満夫 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,213,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院<br>〒085-8533<br>北海道釧路市中園町13-23<br>契約担当役　院長　草野　満夫 | 平成23年4月1日 | 釧路市上下水道部<br>北海道釧路市南大通2丁目1番121号 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 44,348,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| クリアボーンキット他65品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | (社)日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 39,266,535 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 血液購入契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | （認）青森県赤十字血液センター<br>青森県青森市花園2－19－11 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 57,668,008 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 頭腹部血管撮影装置賃貸借契約（再リース） | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | ジーイーキャピタルリーシング（株）<br>東京都港区赤坂5丁目2－20 | 再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,925,720 | － | － | 使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。 | 19 | |
| 在宅酸素療法酸素供給装置賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | 東北エア・ウォーター（株）青森支店<br>青森県八戸市河原木蓮沼1番地 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,064,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素療法液体酸素供給装置賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | 東北エア・ウォーター（株）青森支店<br>青森県八戸市河原木蓮沼1番地 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 995,400 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素療法酸素供給装置賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック北東北（株）八戸出張所<br>青森県八戸市大字新井田字西平1－67 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,575,500 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅腹膜灌流装置等賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | バクスター（株）<br>東京都中央区晴海一丁目8番10号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,384,740 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 駐車場用土地賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 900,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 頭腹部血管撮影装置賃貸借契約（再リース） | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | ジーイーキャピタルリーシング（株）<br>東京都港区赤坂5丁目2－20 | 再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,925,720 | － | － | 使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。 | 19 | |
| 上水道供給契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院<br>〒031-8551<br>青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1<br>契約担当役　院長　河津　俊太郎 | 平成23年4月1日 | 八戸圏域水道企業団<br>青森県八戸市南白山台1丁目11－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,077,435 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 照射濃厚血小板　B型　10単位他　9品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | （認）宮城県赤十字血液センター<br>宮城県仙台市泉区明通2丁目6番1号 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 47,567,160 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| アイトロール錠20mg他253品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | （株）マルタケ<br>宮城県仙台市宮城野区日の出町1丁目6番30号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 52,467,215 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| アリミデックス錠1mg　他223品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | （株）恒和薬品<br>宮城県仙台市泉区名坂字山岸50番地2 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 134,251,008 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アボルブカプセル0．5mg他404品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | (株)バイタルネット<br>宮城県仙台市泉区八乙女3－3－1 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 210,761,597 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| タココンブ　他482品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | (株)スズケン<br>宮城県仙台市泉区名坂字黒木川原5－1 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 134,255,776 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| エイゾプト1％点眼液　他220品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | (株)メディセオ<br>宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目5－22 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 25,264,362 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| アルロイドG内服液5％他118品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 東邦薬品(株)<br>宮城県仙台市宮城野区新田2－17－45 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 27,638,808 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| クエン酸ガリウム他　34品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | (社)日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 14,822,220 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 液化酸素1㎥ | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | (株)千代田<br>宮城県仙台市泉区天神沢1丁目18番19号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 6,343,480 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ガス料（ボイラー燃料） | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 仙台市ガス局<br>宮城県仙台市宮城野区幸町5丁目13番1号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 87,777,011 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 臨床研修医宿舎借り上げ | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | セルコホーム（株）<br>宮城県仙台市青葉区上杉2－1－14 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,200,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック南東北（株）<br>宮城県仙台市泉区高玉町5番地17 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 6,520,500 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 20,108,550 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | シバタインテック（株）<br>宮城県仙台市若林区卸町2丁目11－3 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 5,633,250 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 丸木医科器械（株）<br>宮城県仙台市太白区西中田3丁目20－7 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 9,261,000 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | フジ・レスピロニクス（株）<br>宮城県仙台市泉区南中山1－28－18 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 6,006,309 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | フクダ電子南東北販売（株）<br>宮城県仙台市青葉区木町通1－8－12 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 6,520,500 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 1,813,875 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 白血球除去療法用器械器具賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | （株）テクノメディカル<br>宮城県仙台市若林区三百人町180 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 1,157,100 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 電気料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | （株）東北電力<br>宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 116,802,558 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 上水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 仙台市水道局<br>宮城県仙台市太白区南大野田29－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 19,633,226 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下水道料金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 仙台市水道局<br>宮城県仙台市太白区南大野田29－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 50,067,882 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 後納郵便料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年4月1日 | 日本郵政（株）<br>東京都霞が関1丁目3番2号 | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,149,310 | － | － | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であるため。 | 9 | |
| 非常用発電機鉛蓄電池交換工事 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | （株）ユアテック<br>秋田県大館市字大田面187番1 | 安全確保及び診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 2,940,000 | － | － | 安全確保及び診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため。 | 13 | |
| 薬品単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | （認）秋田県赤十字血液センター<br>秋田県秋田市川尻町字大川反233－186 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 11,851,767 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 在宅酸素供給装置 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,362,500 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素供給装置 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック北東北（株）<br>秋田県秋田市川尻御休町9－23 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,890,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 持続陽圧呼吸療法装置 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | (株)いわしや<br>秋田県大館市豊町9番46号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,247,400 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 従圧式陽圧人工呼吸器装置 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療(株)<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,310,400 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 電気料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | 東北電力(株)大館営業所<br>秋田県大館市字長倉126 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 39,145,960 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 上水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院<br>〒018-5604<br>秋田県大館市軽井沢字下岱30<br>契約担当役　院長　加藤　哲夫 | 平成23年4月1日 | 大館市建設部管理課<br>秋田県大館市中城20 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 6,663,024 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 放射性同位元素(ウルトラテクネカウ他)購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院<br>〒973-8403<br>福島県いわき市内郷綴町沼尻3<br>契約担当役　院長　大和田　憲司 | 平成23年4月1日 | (社)日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 22,014,930 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 照射赤血球濃厚液LR－2 400ml他購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院<br>〒973-8403<br>福島県いわき市内郷綴町沼尻3<br>契約担当役　院長　大和田　憲司 | 平成23年4月1日 | (認)福島県赤十字血液センター<br>福島県いわき市中央台飯野5－1－1 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 18,152,972 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 血液製剤供給 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | （認）茨城県赤十字血液センター<br>茨城県水戸市千波町千波山508番地6号 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 17,808,674 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 薬品等購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | （株）メディセオ<br>東京都中央区八重洲2丁目7番15号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 30,361,936 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 薬品等購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | （株）スズケン<br>千葉県旭市二の1032番地 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 20,800,877 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 薬品等購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | アルフレッサ（株）<br>東京都千代田区内神田1－12－1 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 17,734,950 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 薬品等購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | 山口東邦（株）<br>茨城県土浦市真鍋2丁目2－27 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 15,878,709 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 在宅酸素供給装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅酸素（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 13,448,715 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅酸素供給装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック常葉（株）<br>千葉県千葉市中央区南町2－15－9 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,702,575 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅人工呼吸器（気管切開式）賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック常葉（株）<br>千葉県千葉市中央区南町2－15－9 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,171,800 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅人工呼吸器（マスク式）賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック常葉（株）<br>千葉県千葉市中央区南町2－15－9 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,566,200 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅酸素（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,348,200 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅持続陽圧呼吸療法装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅酸素（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,047,375 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 持続陽圧呼吸療法用装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック常葉（株）<br>千葉県千葉市中央区南町2丁目15番9号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,635,290 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | 神栖市水道局<br>茨城県神栖市溝口4991－5 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,311,297 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| ガス料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | 東部液化石油（株）<br>東京都中央区日本橋箱崎町7番1号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 1,361,596 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 一般X線撮影装置修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月1日 | （株）日立メディコ<br>千葉県柏市小青田17番2号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | － | 2,383,500 | － | － | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 放射性医薬品51品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院<br>〒290-0003<br>千葉県市原市辰巳台東2-16<br>契約担当役　院長　深尾　立 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 35,022,750 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 血液製剤45品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院<br>〒290-0003<br>千葉県市原市辰巳台東2-16<br>契約担当役　院長　深尾　立 | 平成23年4月1日 | （認）千葉県赤十字血液センター<br>千葉県船橋市豊富町690 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 87,599,450 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| アルブミン製剤5品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院<br>〒290-0003<br>千葉県市原市辰巳台東2-16<br>契約担当役　院長　深尾　立 | 平成23年4月1日 | （認）千葉県赤十字血液センター<br>千葉県船橋市豊富町690 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 16,684,899 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 放射性同位元素購入クエン酸ガリウムGa67注射液37MBq他75品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院<br>〒143-0013<br>東京都大田区大森南4-13-21<br>契約担当役　院長　野村　和弘 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 25,005,330 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 血液の購入（人全血液－LR「日赤」 A型400ml他40品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院<br>〒143-0013<br>東京都大田区大森南4-13-21<br>契約担当役　院長　野村　和弘 | 平成23年4月1日 | （認）東京都赤十字血液センター<br>東京都渋谷区広尾4－1－3 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 18,716,999 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院<br>〒143-0013<br>東京都大田区大森南4-13-21<br>契約担当役　院長　野村　和弘 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療東京（株）<br>東京都千代田区霞が関3－2－1 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 24,086,475 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 持続陽圧人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院<br>〒143-0013<br>東京都大田区大森南4-13-21<br>契約担当役　院長　野村　和弘 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療東京（株）<br>東京都千代田区霞が関3－2－1 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 16,907,625 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 超音波骨折治療器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院<br>〒143-0013<br>東京都大田区大森南4-13-21<br>契約担当役　院長　野村　和弘 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療東京（株）<br>東京都千代田区霞が関3－2－1 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,556,350 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 照射赤血球MAP他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | （認）神奈川県赤十字血液センター<br>神奈川県厚木市愛甲1837 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 118,453,389 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック（株）<br>神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南２－２３－１４ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,044,350 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>神奈川県横浜市港北区新横浜２－１５－１６ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 13,464,675 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | エア・ウォーター（株）<br>東京都港区虎ノ門３－１８－１９ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,106,175 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>神奈川県横浜市港北区新横浜２－１５－１６ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,701,375 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 超音波骨折治療器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>神奈川県横浜市港北区新横浜２－１５－１６ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,670,800 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | 川崎市水道局<br>神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 37,129,530 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院<br>〒211-8510<br>神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1<br>契約担当役　院長　調所　廣之 | 平成23年4月1日 | 川崎市水道局<br>神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 48,310,387 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 宿舎賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院<br>〒222-0036<br>神奈川県横浜市港北区小机町3211<br>契約担当役　院長　西川　哲男 | 平成23年4月1日 | （有）土志田ビル<br>神奈川県横浜市港北区鳥山町１２６番地 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 430,390,836 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 薬品単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院<br>〒959-1228<br>新潟県燕市佐渡633<br>契約担当役　院長　宮下　薫 | 平成23年4月1日 | （認）新潟県赤十字血液センター<br>新潟県新潟市中央区関屋下川原町１－３－１２ | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 81,444,819 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 薬品単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院<br>〒959-1228<br>新潟県燕市佐渡633<br>契約担当役　院長　宮下　薫 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 19,641,615 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 在宅酸素装置賃借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院<br>〒959-1228<br>新潟県燕市佐渡633<br>契約担当役　院長　宮下　薫 | 平成23年4月1日 | （株）ジェイメディカル<br>新潟県新潟市東区紫竹卸新町１８０８－２２ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 14,152,320 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素装置賃借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院<br>〒959-1228<br>新潟県燕市佐渡633<br>契約担当役　院長　宮下　薫 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>新潟県新潟市中央区新光町１１－７ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,202,040 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅人工呼吸器賃借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院<br>〒959-1228<br>新潟県燕市佐渡633<br>契約担当役　院長　宮下　薫 | 平成23年4月1日 | フィリップス・レスピロニクス合同会社<br>新潟県新潟市中央区堀之内南1－24－9 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 21,232,260 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅持続陽圧呼吸療法装置賃借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院<br>〒959-1228<br>新潟県燕市佐渡633<br>契約担当役　院長　宮下　薫 | 平成23年4月1日 | フィリップス・レスピロニクス合同会社<br>新潟県新潟市中央区堀之内南1－24－9 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,455,300 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 水道需給契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院<br>〒959-1228<br>新潟県燕市佐渡633<br>契約担当役　院長　宮下　薫 | 平成23年4月1日 | 燕市企業局<br>新潟県燕市白山町2－7－27 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 11,126,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 赤血球MAP他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院<br>〒942-8502<br>新潟県上越市東雲町1-7-12<br>契約担当役　院長　松原　要一 | 平成23年4月1日 | （認）新潟県赤十字血液センター<br>新潟県新潟市中央区関屋下川原町1－3－12 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 20,184,647 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| クエン酸ガリウム他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院<br>〒942-8502<br>新潟県上越市東雲町1-7-12<br>契約担当役　院長　松原　要一 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 12,866,280 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 持続陽圧呼吸療法装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院<br>〒942-8502<br>新潟県上越市東雲町1-7-12<br>契約担当役　院長　松原　要一 | 平成23年4月1日 | フィリップス・レスピロニクス合同会社<br>新潟県上越市大字藤野新田235番地1 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,745,600 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅用人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院<br>〒942-8502<br>新潟県上越市東雲町1-7-12<br>契約担当役　院長　松原　要一 | 平成23年4月1日 | フィリップス・レスピロニクス合同会社<br>新潟県上越市大字藤野新田235番地1 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,569,248 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 上下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院<br>〒942-8502<br>新潟県上越市東雲町1-7-12<br>契約担当役　院長　松原　要一 | 平成23年4月1日 | 上越市ガス水道局<br>新潟県上越市木田1－1－3 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 29,528,805 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 薬品（血液） | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | （認）富山県赤十字血液センター<br>富山県富山市飯野26－1 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 17,392,516 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 薬品（造影剤） | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 16,216,658 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| FDGの購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 21,392,509 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| オーダリングシステム賃借（再リース） | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | （株）石川コンピュータ・センター<br>石川県金沢市無量寺町ハ6番地1 | 再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,594,916 | － | － | 使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 酸素濃縮器ほか賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 17,799,705 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 持続陽圧人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 21,942,900 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 酸素濃縮器ほか賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | 北酸（株）<br>富山県富山市本町11番5号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,002,202 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 看護支援システム賃借（再リース） | 独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院<br>〒937-0042<br>富山県魚津市六郎丸992<br>契約担当役　院長　木谷　隆一 | 平成23年4月1日 | NECキャピタルソリューション（株）<br>石川県彦三町1丁目2番1号 | 再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,676,424 | － | － | 使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。 | 19 | |
| 血液単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院<br>〒430-8525<br>静岡県浜松市東区将監町25<br>契約担当役　院長代理　高橋　正明 | 平成23年4月1日 | （認）静岡県赤十字血液センター<br>静岡県静岡市葵区北安東4－27－2 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 53,181,657 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 放射性同位元素単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院<br>〒430-8525<br>静岡県浜松市東区将監町25<br>契約担当役　院長代理　高橋　正明 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 18,336,600 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院<br>〒430-8525<br>静岡県浜松市東区将監町25<br>契約担当役　院長代理　髙橋　正明 | 平成23年4月1日 | 浜松市水道部<br>静岡県浜松市中区住吉5丁目13－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 9,335,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 後納郵便契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院<br>〒430-8525<br>静岡県浜松市東区将監町25<br>契約担当役　院長代理　髙橋　正明 | 平成23年4月1日 | 郵便事業（株）浜松東店<br>静岡県浜松市東区西塚町302 | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,315,000 | － | － | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であるため。 | 9 | |
| 赤血球濃厚液外 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院<br>〒455-8530<br>愛知県名古屋市港区港明1-10-6<br>契約担当役　院長　吉田　純 | 平成23年4月1日 | （認）愛知県赤十字血液センター<br>愛知県瀬戸市南山口町539－3 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 52,727,083 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 放射性医薬品購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院<br>〒455-8530<br>愛知県名古屋市港区港明1-10-6<br>契約担当役　院長　吉田　純 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 40,605,285 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 在宅持続陽圧呼吸装置賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院<br>〒455-8530<br>愛知県名古屋市港区港明1-10-6<br>契約担当役　院長　吉田　純 | 平成23年4月1日 | CTM（株）<br>愛知県名古屋市昭和区吹上町1－201 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 12,691,350 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 自動腹膜灌流装置・腹膜灌流用紫外線照射器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院<br>〒455-8530<br>愛知県名古屋市港区港明1-10-6<br>契約担当役　院長　吉田　純 | 平成23年4月1日 | 中北薬品（株）<br>愛知県名古屋市中区丸の内3－11－9 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,341,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 酸素濃縮器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院<br>〒455-8530<br>愛知県名古屋市港区港明1-10-6<br>契約担当役　院長　吉田　純 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 11,146,826 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅持続陽圧呼吸装置賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院<br>〒455-8530<br>愛知県名古屋市港区港明1-10-6<br>契約担当役　院長　吉田　純 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 10,836,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 赤血球MAP | 独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院<br>〒488-8585<br>愛知県尾張旭市平子町北61<br>契約担当役　院長　勝屋　弘忠 | 平成23年4月1日 | （認）愛知県赤十字血液センター<br>愛知県瀬戸市南山口町539－3 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 11,361,006 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| ラジオアイソトープ | 独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院<br>〒488-8585<br>愛知県尾張旭市平子町北61<br>契約担当役　院長　勝屋　弘忠 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 17,634,645 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 料金後納郵便 | 独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院<br>〒488-8585<br>愛知県尾張旭市平子町北61<br>契約担当役　院長　勝屋　弘忠 | 平成23年4月1日 | 日本郵政（株）<br>愛知県尾張旭市向町2－2－1 | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,872,280 | － | － | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であるため。 | 9 | |
| 血液の購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院<br>〒591-8025<br>大阪府堺市北区長曽根町1179-3<br>契約担当役　院長　山田　義夫 | 平成23年4月1日 | （認）大阪府赤十字血液センター<br>大阪府大阪市城東区森之宮2丁目4番43号 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 140,426,648 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式２】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第１四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アイソトープ（放射線医薬品）等の購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院<br>〒591-8025<br>大阪府堺市北区長曽根町1179-3<br>契約担当役　院長　山田　義夫 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 55,677,090 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 上水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院<br>〒591-8025<br>大阪府堺市北区長曽根町1179-3<br>契約担当役　院長　山田　義夫 | 平成23年4月1日 | 堺市水道局<br>大阪府堺市北区百舌鳥梅北町１－３９－２ | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 62,827,218 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院<br>〒591-8025<br>大阪府堺市北区長曽根町1179-3<br>契約担当役　院長　山田　義夫 | 平成23年4月1日 | 堺市水道局<br>大阪府堺市北区百舌鳥梅北町１－３９－２ | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 75,974,517 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 料金後納郵便 | 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院<br>〒591-8025<br>大阪府堺市北区長曽根町1179-3<br>契約担当役　院長　山田　義夫 | 平成23年4月1日 | 日本郵政（株）<br>東京都千代田区霞が関１－３－２ | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 6,221,987 | － | － | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であるため。 | 9 | |
| カーディオライト注射液他単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 81,917,745 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 照射赤血球濃厚液他単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | （認）兵庫県赤十字血液センター<br>兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通１－４－５ | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 86,885,319 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| FDGスキャン注単価契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 55,255,200 | — | — | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 職員駐車場用地賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 4,309,200 | — | — | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員駐車場用地賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 2,304,000 | — | — | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員駐車場用地賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 1,386,000 | — | — | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員駐車場用地賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 1,098,000 | — | — | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 在宅療養機器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>兵庫県神戸市中央区磯上通2－2－21 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 6,733,860 | — | — | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅療養機器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | バクスター（株）<br>大阪府豊中市新千里西町１－２－１４ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,471,500 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅療養機器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | （株）キンキ酸器<br>兵庫県西宮市山口町下山口２－６－４５ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,015,028 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅療養機器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | （株）メドックス<br>大阪府大阪市城東区中浜９－１－１４ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,542,300 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 宿舎賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院<br>〒660-8511<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　院長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | （株）レオパレス21<br>大阪府大阪市北区浪花町１４－２５ | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 14,687,960 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 薬品費単価契約カルディオダイン注他3件 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込２丁目２８番４５号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 20,966,925 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 薬品費単価契約照射赤血球濃厚液A型他7件 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | （認）兵庫県赤十字血液センター<br>兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通１－４ | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 40,059,072 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コージェネレーションシステム保守点検業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | ヤンマーエネルギーシステム（株）<br>兵庫県尼崎市塚口本町5－3－1 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 1,312,500 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 医事会計・オーダリングシステム保守点検業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | 富士通（株）<br>神奈川県川崎市中原区上小田中4－1－1 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 24,696,000 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 血液浄化装置管理システム保守点検業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | 東レ・メディカル（株）<br>東京都墨田区錦糸1－2－1 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 3,129,000 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 心血管撮影装置保守点検業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | （株）フィリップスエレクトロニクスジャパン<br>東京都港区港南2－13－37 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 3,811,500 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 麻酔管理システム保守点検業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | ドレーゲル・メディカルジャパン（株）<br>東京都江東区富岡2－4－10 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 2,608,200 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 内視鏡システム保守点検業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役　院長　石川　齊 | 平成23年4月1日 | （株）大黒<br>和歌山県和歌山市平手3－8－43 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 2,940,000 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第2MRI保守点検業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役 院長 石川 齊 | 平成23年4月1日 | シーメンス・ジャパン（株）<br>東京都品川区東五反田3－20－14 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 2,310,000 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 上下水道 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役 院長 石川 齊 | 平成23年4月1日 | 神戸市水道局<br>兵庫県神戸市中央区加納町6－5－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 27,821,935 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 料金後納郵便 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院<br>〒651-0053<br>兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23<br>契約担当役 院長 石川 齊 | 平成23年4月1日 | 郵便事業（株）<br>東京都千代田区霞が関1－3－2 | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,025,580 | － | － | 郵便料金（信書に係るものであって、料金を後納するもの）による契約であるため。 | 9 | |
| 照射赤血球濃厚液 他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役 院長 南條 輝志男 | 平成23年4月1日 | （認）和歌山県赤十字血液センター<br>和歌山県和歌山市栄谷字丸江153 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 62,112,033 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| ニューロライト注射液 他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役 院長 南條 輝志男 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 22,543,500 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 在宅酸素機器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役 院長 南條 輝志男 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 6,741,840 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅酸素機器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役　院長　南條　輝志男 | 平成23年4月1日 | テルモメディカルケア（株）<br>和歌山県和歌山市太田1丁目2番4－102号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,420,100 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素機器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役　院長　南條　輝志男 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック南近畿（株）<br>大阪府堺市堺区大町西1丁目1番25号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,464,960 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅持続陽圧呼吸療法装置賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役　院長　南條　輝志男 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック南近畿（株）<br>大阪府堺市堺区大町西1丁目1番25号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,573,591 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 人工呼吸器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役　院長　南條　輝志男 | 平成23年4月1日 | フィリップス・レスピロニクス合同会社<br>和歌山県和歌山市黒田2－2－4 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,378,550 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 超音波骨折治療器賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役　院長　南條　輝志男 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,392,950 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 建物賃貸借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役　院長　南條　輝志男 | 平成23年4月1日 | （株）日ノ本組<br>和歌山県和歌山市湊1850 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,197,000 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上下水道 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院<br>〒640-8505<br>和歌山県和歌山市木ノ本93－1<br>契約担当役　院長　南條　輝志男 | 平成23年4月1日 | 和歌山市水道局<br>和歌山県和歌山市七番丁23番地 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 46,076,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 輸血用血液製剤 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院<br>〒683-8605<br>鳥取県米子市皆生新田1-8-1<br>契約担当役　院長　石部　裕一 | 平成23年4月1日 | （認）鳥取県赤十字血液センター<br>鳥取県鳥取市江津370番地 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 71,049,730 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 放射性医薬品 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院<br>〒683-8605<br>鳥取県米子市皆生新田1-8-1<br>契約担当役　院長　石部　裕一 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 19,854,660 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 上下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院<br>〒683-8605<br>鳥取県米子市皆生新田1-8-1<br>契約担当役　院長　石部　裕一 | 平成23年4月1日 | 米子市水道局<br>鳥取県米子市車尾南2－8－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 40,780,893 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 放射線医薬品の購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院<br>〒702-8055<br>岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25<br>契約担当役　院長　清水　信義 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 10,015,530 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 血液の購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院<br>〒702-8055<br>岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25<br>契約担当役　院長　清水　信義 | 平成23年4月1日 | （認）岡山県赤十字血液センター<br>岡山県岡山市北区いずみ町3－36 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 87,058,032 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅酸素機器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院<br>〒702-8055<br>岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25<br>契約担当役　院長　清水　信義 | 平成23年4月1日 | フジ・レスピロニクス（株）<br>岡山県岡山市北区今7－18－29 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 10,620,750 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素機器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院<br>〒702-8055<br>岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25<br>契約担当役　院長　清水　信義 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 34,798,100 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素機器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院<br>〒702-8055<br>岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25<br>契約担当役　院長　清水　信義 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック（株）<br>岡山県岡山市北区今8－11－14 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 912,240 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 造影剤 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院<br>〒737-0193<br>広島県呉市広多賀谷1-5-1<br>契約担当役　院長　碓井　亞 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 13,929,615 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 照射濃厚血小板「日赤」他6品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院<br>〒756-0095<br>山口県山陽小野田市大字小野田1315-4<br>契約担当役　院長　坂部　武史 | 平成23年4月1日 | （認）山口県赤十字血液センター<br>山口県山口市大字野田字野田172－5 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 46,115,444 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| クリアボーン注740BQ他1品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院<br>〒756-0095<br>山口県山陽小野田市大字小野田1315-4<br>契約担当役　院長　坂部　武史 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 12,856,095 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院<br>〒756-0095<br>山口県山陽小野田市大字小野田1315-4<br>契約担当役　院長　坂部　武史 | 平成23年4月1日 | 山陽小野田市水道局<br>山口県山陽小野田市日の出1－1－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 23,774,536 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 照射赤血球濃厚液　他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | （認）香川県赤十字血液センター<br>香川県高松市郷東町字新開587－1 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 117,457,761 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| クリアボーン注740MB他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 30,512,050 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,716,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,892,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,340,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 840,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,030,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,800,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,080,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 上下水道供給契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院<br>〒792-8550<br>愛媛県新居浜市南小松原町13-27<br>契約担当役　院長　内藤　克輔 | 平成23年4月1日 | 新居浜市水道局<br>愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 17,659,954 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 照射赤血球濃厚液LR「日赤」他45品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年4月1日 | （認）福岡県赤十字血液センター<br>福岡県筑紫野市上古賀1丁目2番1号 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 64,925,621 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| クエン酸ガリウムーGa67注射液他86品目 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年4月1日 | （社）日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 36,232,504 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |
| 酸素濃縮器 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,604,375 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 人工呼吸器（Vela） | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年4月1日 | アイ・エム・アイ（株）<br>埼玉県越谷市流通団地3丁目3番12号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 7,957,950 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 人工呼吸器（Nipネザール） | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,638,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 人工呼吸器（レジェンドエア） | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年4月1日 | （株）マルコ<br>福岡県久留米市野中町1185－5 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 882,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 持続陽圧人工呼吸器 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年4月1日 | フィリップス・レスピロニクス合同会社<br>東京都港区港南2丁目13－37 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,394,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 照射赤血球MAP他 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司ﾒﾃﾞｨｶﾙｾﾝﾀｰ<br>〒801-8502<br>福岡県北九州市門司区東港町3-1<br>契約担当役　院長　中島　康秀 | 平成23年4月1日 | (認)福岡県赤十字血液センター<br>福岡県筑紫野市上古賀1－2－1 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 19,684,608 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 在宅酸素賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司ﾒﾃﾞｨｶﾙｾﾝﾀｰ<br>〒801-8502<br>福岡県北九州市門司区東港町3-1<br>契約担当役　院長　中島　康秀 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療(株)<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,167,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素賃貸借契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司ﾒﾃﾞｨｶﾙｾﾝﾀｰ<br>〒801-8502<br>福岡県北九州市門司区東港町3-1<br>契約担当役　院長　中島　康秀 | 平成23年4月1日 | 常盤薬品(株)<br>山口県下関市一の宮卸本町3番3号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,166,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司ﾒﾃﾞｨｶﾙｾﾝﾀｰ<br>〒801-8502<br>福岡県北九州市門司区東港町3-1<br>契約担当役　院長　中島　康秀 | 平成23年4月1日 | (株)メディック呼吸器センター<br>福岡県福岡市東区原田四丁目5番2号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,248,000 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 赤血球濃厚液他購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | (認)熊本県赤十字血液センター<br>熊本県熊本市長嶺南2－1－1 | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 62,788,277 | － | － | 血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。 | 1 | |
| 放射性同位元素購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | (社)日本アイソトープ協会<br>東京都文京区本駒込2丁目28番45号 | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 13,981,275 | － | － | 放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。 | 1 | |

【様式２】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第１四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 12,626,250 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅鼻マスク式人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,667,400 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅睡眠時無呼吸症候群装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,854,425 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 超音波骨折治療器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | 帝人在宅医療（株）<br>東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,343,600 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅睡眠時無呼吸症候群装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック九州（株）<br>熊本県熊本市神水１－15－35 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,605,975 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅液化酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | 熊本医療ガス（株）<br>熊本県熊本市硯川町２205 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,743,650 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在宅睡眠時無呼吸症候群装置賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | フィリップス・レスピロニクス合同会社<br>熊本県熊本市秋津新町２－２２ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,118,480 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 在宅酸素濃縮器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | フクダライフテック九州（株）<br>熊本県熊本市神水１－１５－３５ | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 911,400 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 難病治療器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | セコム医療システム（株）<br>東京都渋谷区神宮前１丁目５番１号 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,157,400 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |
| 臨時職員駐車場土地賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院<br>〒866-8533<br>熊本県八代市竹原町1670<br>契約担当役　院長　工藤　惇三 | 平成23年4月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,200,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| デジタルX線画像診断装置保守点検 | 独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ<br>〒716-1241<br>岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511<br>契約担当役　院長　德弘　昭博 | 平成23年4月1日 | コニカミノルタヘルスケア（株）<br>岡山県岡山市北区辰巳４３番１０２ | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第５２条第６項に該当。 | － | 1,017,303 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ<br>〒716-1241<br>岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511<br>契約担当役　院長　德弘　昭博 | 平成23年4月1日 | 吉備中央町<br>岡山県加賀郡吉備中央町吉川７３８２ | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 9,497,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 無菌純粋水装置保守契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター<br>〒820-8508<br>福岡県飯塚市伊岐須550－4<br>契約担当役　院長　芝　啓一郎 | 平成23年4月1日 | (株)アステム<br>福岡県飯塚市綱分760－19 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 1,365,000 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 多目的透視撮影装置保守契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター<br>〒820-8508<br>福岡県飯塚市伊岐須550－4<br>契約担当役　院長　芝　啓一郎 | 平成23年4月1日 | 島津メディカルシステムズ(株)<br>福岡県福岡市博多区比恵町7－30 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | － | 4,200,000 | － | － | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| 上下水道料金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災看護専門学校<br>〒085-0052<br>北海道釧路市中園町13-38<br>契約担当役　校長　真鍋　邦彦 | 平成23年4月1日 | 釧路市水道部<br>北海道釧路市南大通2丁目1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,360,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 上下水道 | 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災看護専門学校<br>〒591-8025<br>大阪府堺市北区長曽根町1179-3<br>契約担当役　校長　山田　義夫 | 平成23年4月1日 | 堺市水道局<br>大阪府堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番2 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,151,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 上下水道 | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災看護専門学校<br>〒660-0064<br>兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69<br>契約担当役　校長　林　紀夫 | 平成23年4月1日 | 尼崎市水道局<br>兵庫県尼崎市東七松町2丁目4－16 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,631,985 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 上下水道料金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災看護専門学校<br>〒702-8055<br>岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25<br>契約担当役　校長　清水　信義 | 平成23年4月1日 | 岡山市水道局<br>岡山県岡山市北区鹿田町2丁目1－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,871,415 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水道 | 独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション宮城作業所<br>〒981-0121<br>宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2<br>契約担当役　所長　小松　哲郎 | 平成23年4月1日 | 利府町水道事業<br>宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地(利府町役場) | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,806,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 電気 | 独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション宮城作業所<br>〒981-0121<br>宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2<br>契約担当役　所長　小松　哲郎 | 平成23年4月1日 | 東北電力(株)<br>宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 2,288,000 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 上下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション福井作業所<br>〒916-0015<br>福井県鯖江市御幸町3-8-4<br>契約担当役　所長　田中　猛夫 | 平成23年4月1日 | 鯖江市役所<br>福井県鯖江市西山町13番1号 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,060,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション長野作業所<br>〒393-0091<br>長野県諏訪郡下諏訪町社7001<br>契約担当役　所長　茂野　卓 | 平成23年4月1日 | 下諏訪町　温泉水道課<br>長野県諏訪郡下諏訪町4613番地1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,284,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 上水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション愛知作業所<br>〒489-0964<br>愛知県瀬戸市上之山町2-184<br>契約担当役　所長　南木　道生 | 平成23年4月1日 | 瀬戸市水道局<br>愛知県瀬戸市原山町1番地の7 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,881,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 下水道使用料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション福岡作業所<br>〒811-3435<br>福岡県宗像市用山250<br>契約担当役　所長　岡村　知彦 | 平成23年4月1日 | 宗像市役所宗像地区事務組合<br>福岡県宗像市東郷1－1－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,242,000 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借 | 〒060-0001<br>北海道札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレスト1・7ビル2階<br>契約担当役　所長　三宅　浩次 | 平成23年4月1日 | （社）北海道中小企業会館<br>北海道札幌市中央区北1条西7丁目1番地 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,115,468 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒030-0862<br>青森県青森市古川2－20－3朝日生命青森ビル8F<br>契約担当役　所長　齊藤　勝 | 平成23年4月1日 | 朝日生命保険相互会社<br>東京都千代田区大手町2丁目6番1号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 9,657,156 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒030-0862<br>青森県青森市古川2－20－3朝日生命青森ビル8F<br>契約担当役　所長　齊藤　勝 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 900,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃借 | 〒020-0045<br>岩手県盛岡市盛岡駅西通2－9－1マリオス14F<br>契約担当役　所長　石川　育成 | 平成23年4月1日 | 秋田県<br>秋田県秋田市山王四丁目1－1 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,141,519 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃借料 | 〒020-0045<br>岩手県盛岡市盛岡駅西通2－9－1マリオス14F<br>契約担当役　所長　石川　育成 | 平成23年4月1日 | （株）盛岡地域交流センター<br>岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,490,040 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借 | 〒980-6015<br>宮城県仙台市青葉区中央4－6－1住友生命仙台中央ビル15F<br>契約担当役　所長　嘉数　研二 | 平成23年4月1日 | 住友信託銀行（株）<br>東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,780,560 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借料 | 〒990-0047<br>山形県山形市旅篭町3－1－4食糧会館4F<br>契約担当役　所長　齋藤　忠明 | 平成23年4月1日 | 両羽不動産（株）<br>山形県山形市旅篭町3－1－4 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,817,296 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒960-8031<br>福島県福島市栄町6－6NBFユニックスビル10F<br>契約担当役　所長　小山　菊雄 | 平成23年4月1日 | 住友信託銀行（株）<br>東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,238,800 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃借 | 〒310-0021<br>茨城県水戸市南町3－4－10号住友生命水戸ビル8F<br>契約担当役　所長　小松　満 | 平成23年4月1日 | 住友生命保険相互会社<br>大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,151,008 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒320-0811<br>栃木県宇都宮市大通り1－4－24住友生命宇都宮ビル4階<br>契約担当役　所長　武藤　孝司 | 平成23年4月1日 | 住友生命保険相互会社<br>大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,044,800 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒320-0811<br>栃木県宇都宮市大通り1－4－24住友生命宇都宮ビル4階<br>契約担当役　所長　武藤　孝司 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,704,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒371-0022<br>群馬県前橋市千代田町1－7－4群馬メディカルセンタービル2階<br>契約担当役　所長　真下　延男 | 平成23年4月1日 | （財）群馬メディカルセンター<br>群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,869,140 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借料 | 〒330-0063<br>埼玉県さいたま市浦和区高砂2－2－3さいたま浦和ビルディング6階<br>契約担当役　所長　荒記　俊一 | 平成23年4月1日 | ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)<br>東京都千代田区丸の内3－3－1 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,798,524 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒260-0013<br>千葉県千葉市中央区中央3－3－8日本生命千葉中央ビル8F<br>契約担当役　所長　能川　浩二 | 平成23年4月1日 | 大星ビル管理(株)<br>東京都文京区小石川4－22－2 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,864,664 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借 | 〒102-0075<br>東京都千代田区三番町6－14日本生命三番町ビル3階<br>契約担当役　所長　野中　博 | 平成23年4月1日 | 日本生命保険相互会社<br>東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 31,839,696 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借 | 〒102-0075<br>東京都千代田区三番町6－14日本生命三番町ビル3階<br>契約担当役　所長　野中　博 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 936,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借 | 〒102-0075<br>東京都千代田区三番町6－14日本生命三番町ビル3階<br>契約担当役　所長　野中　博 | 平成23年4月1日 | 東京建物不動産販売(株)<br>東京都新宿区西新宿1－25－1新宿センタービル49階 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,260,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借 | 〒102-0075<br>東京都千代田区三番町6－14日本生命三番町ビル3階<br>契約担当役　所長　野中　博 | 平成23年4月1日 | (社)山梨県医師会<br>山梨県甲府市丸の内2丁目32番11号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,600,000 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式２】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第１四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所清掃業務 | 〒102-0075<br>東京都千代田区三番町６－１４日本生命三番町ビル3階<br>契約担当役　所長　野中　博 | 平成23年4月1日 | 大星ビル管理（株）<br>東京都文京区小石川4丁目22番2号 | 事務所賃貸契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,008,000 | － | － | 事務所賃貸契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒221-0835<br>神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町３－２９－１第6安田ビル3階<br>契約担当役　所長　石渡　弘一 | 平成23年4月1日 | （株）安田ビル<br>神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－２０－３ | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 16,218,096 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃借料 | 〒221-0835<br>神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町３－２９－１第6安田ビル3階<br>契約担当役　所長　石渡　弘一 | 平成23年4月1日 | 朝日生命保険相互会社<br>東京都千代田区大手町二丁目6番1号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 9,570,672 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒930-0856<br>富山県富山市牛島新町５－５インテックビル4F<br>契約担当役　所長　鏡森　定信 | 平成23年4月1日 | （株）インテックアメニティ<br>富山県富山市牛島新町5-5 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,996,072 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃借料 | 〒920-0031<br>石川県金沢市広岡３－１－１金沢パークビル9階<br>契約担当役　所長　小山　善子 | 平成23年4月1日 | 三菱地所（株）<br>愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,102,692 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃借料 | 〒920-0031<br>石川県金沢市広岡３－１－１金沢パークビル9階<br>契約担当役　所長　小山　善子 | 平成23年4月1日 | 明治安田生命保険相互会社<br>東京都新宿区西新宿９－１ | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,003,526 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式２】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第１四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃借料 | 〒380-0936<br>長野県長野市岡田町215－1日本生命長野ビル4F<br>契約担当役　所長　矼　暎雄 | 平成23年4月1日 | 日本生命保険相互会社<br>東京都千代田区丸の内1－6－6 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,811,620 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒500-8844<br>岐阜県岐阜市吉野町6－16大同生命廣瀬ビル11F<br>契約担当役　所長　岩田　弘敏 | 平成23年4月1日 | 大同生命保険（株）<br>東京都港区海岸1丁目2番3号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,550,984 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃借料 | 〒500-8844<br>岐阜県岐阜市吉野町6－16大同生命廣瀬ビル11F<br>契約担当役　所長　岩田　弘敏 | 平成23年4月1日 | 積村管理会社（株）<br>岐阜県岐阜市加納清水町3－8－1日本泉ビル3階 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,752,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒420-0034<br>静岡県静岡市葵区常磐町2－13－1住友生命静岡常磐町ビル9F<br>契約担当役　所長　鎌田　隆 | 平成23年4月1日 | （株）山晃住宅<br>静岡県静岡市駒形通1丁目3－34 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 948,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒420-0034<br>静岡県静岡市葵区常磐町2－13－1住友生命静岡常磐町ビル9F<br>契約担当役　所長　鎌田　隆 | 平成23年4月1日 | 日本生命保険相互会社<br>大阪府大阪市中央区城晃1丁目4番35号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,947,580 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒420-0034<br>静岡県静岡市葵区常磐町2－13－1住友生命静岡常磐町ビル9F<br>契約担当役　所長　鎌田　隆 | 平成23年4月1日 | ㈱山晃住宅<br>静岡県静岡市駒形通1丁目3－34 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 948,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借料 | 〒420-0034<br>静岡県静岡市葵区常磐町2－13－1住友生命静岡常磐町ビル9F<br>契約担当役　所長　鎌田　隆 | 平成23年4月1日 | 住友生命保険相互会社<br>大阪府大阪市中央区城晃1丁目4番一35号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,947,580 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒460-0004<br>愛知県名古屋市中区新栄町2－13栄第一生命ビル9F<br>契約担当役　所長　山本　楯 | 平成23年4月1日 | (株)ユニホー<br>愛知県名古屋市名東区一社3丁目7番地 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,032,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒514-0003<br>三重県津市桜橋2－191－4三重県医師会ビル5F<br>契約担当役　所長　和田　文明 | 平成23年4月1日 | (社)三重県医師会<br>三重県津市桜橋2丁目191番4 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,659,200 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒520-0047<br>滋賀県大津市浜大津1－2－22大津商中日生ビル8F<br>契約担当役　副所長　鈴木　孝明 | 平成23年4月1日 | 日本生命保険相互会社<br>大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 7,601,328 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒604-8186<br>京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361－1アーバネックス御池ビル東館5F<br>契約担当役　所長　森　洋一 | 平成23年4月1日 | (株)アーバネックス<br>大阪府大阪市中央区備後町1－7－10 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,406,988 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒604-8186<br>京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361－1アーバネックス御池ビル東館5F<br>契約担当役　所長　森　洋一 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,320,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借料 | 〒540-0033<br>大阪府大阪市中央区石町2－5－3エル・おおさか南館9F<br>契約担当役 所長 伯井 俊明 | 平成23年4月1日 | (株)りそな銀行不動産営業部<br>大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 6,216,600 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒540-0033<br>大阪府大阪市中央区石町2－5－3エル・おおさか南館9F<br>契約担当役 所長 伯井 俊明 | 平成23年4月1日 | (株)ベイシス<br>大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目8番29号 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 852,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒540-0033<br>大阪府大阪市中央区石町2－5－3エル・おおさか南館9F<br>契約担当役 所長 伯井 俊明 | 平成23年4月1日 | (株)日建<br>大阪府東大阪市小阪二丁目14番18号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,000,312 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒651-0087<br>兵庫県神戸市中央区御幸通6－1－20三宮山田東急ビル8階<br>契約担当役 所長 川島 龍一 | 平成23年4月1日 | 東急リバブル(株)<br>大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 6,028,836 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 鳥取産業保健推進連絡事務所賃借 | 〒651-0087<br>兵庫県神戸市中央区御幸通6－1－20三宮山田東急ビル8階<br>契約担当役 所長 川島 龍一 | 平成23年4月1日 | 富国生命保険相互会社<br>東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,346,231 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 職員宿舎賃貸借 | 〒630-8115<br>奈良県奈良市大宮町1－1－32奈良交通第3ビル3F<br>契約担当役 所長 大澤 英一 | 平成23年4月1日 | (株)マルヤマ<br>奈良県奈良市小川町17番地1 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,080,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借 | 〒630-8115<br>奈良県奈良市大宮町1－1－32<br>奈良交通第3ビル3F<br>契約担当役　所長　大澤　英一 | 平成23年4月1日 | 奈良交通（株）<br>奈良県奈良市大宮町1丁目1番25号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,925,204 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借 | 〒690-0887<br>島根県松江市殿町111松江センチュリービル5階<br>契約担当役　所長　中島　雪夫 | 平成23年4月1日 | （株）第一ビルディング<br>東京都中央区京橋2－4－12 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,108,640 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 借り上げ宿舎賃貸借 | 〒690-0887<br>島根県松江市殿町111松江センチュリービル5階<br>契約担当役　所長　中島　雪夫 | 平成23年4月1日 | （有）朝日住宅<br>島根県松江市竪町21 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 924,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借契約 | 〒700-0907<br>岡山県岡山市北区下石井2－1－3岡山第一生命ビルディング12階<br>契約担当役　所長　石川　紘 | 平成23年4月1日 | （株）第一ビルディング<br>東京都中央区京橋町2－7－1 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,933,156 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 借上宿舎賃貸借契約 | 〒700-0907<br>岡山県岡山市北区下石井2－1－3岡山第一生命ビルディング12階<br>契約担当役　所長　石川　紘 | 平成23年4月1日 | （株）カイタック不動産<br>岡山県岡山市北区富町2－7－1 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,608,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒730-0011<br>広島県広島市中区基町11－13<br>広島第一生命ビル5階<br>契約担当役　所長　坪田　信孝 | 平成23年4月1日 | （株）第一ビルディング<br>東京都中央区京橋2丁目4番12号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,860,724 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員宿舎賃貸借料 | 〒730-0011<br>広島県広島市中区基町11－13<br>広島第一生命ビル5階<br>契約担当役　所長　坪田　信孝 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,200,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒753-0051<br>山口県山口市旭通り2－9－19<br>山口建設ビル4F<br>契約担当役　所長　赤川　悦夫 | 平成23年4月1日 | 山口建設（株）<br>山口県山口市旭通り2－9－19 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 6,262,200 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒770-0847<br>徳島県徳島市幸町3－61徳島県医師会館3F<br>契約担当役　所長　川島　周 | 平成23年4月1日 | （社）徳島県医師会<br>徳島県徳島市幸町3－61 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,007,240 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 平成23年度事務所賃貸借契約 | 〒760-0025<br>香川県高松市古新町2－3三井住友海上高松ビル4F<br>契約担当役　所長　森下　立昭 | 平成23年4月1日 | 三井住友海上火災保険（株）<br>東京都中央区新川二丁目27番2号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 7,019,088 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 借上げ宿舎建物賃貸借契約 | 〒760-0025<br>香川県高松市古新町2－3三井住友海上高松ビル4F<br>契約担当役　所長　森下　立昭 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,632,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |
| 借上げ宿舎建物賃貸借契約 | 〒760-0025<br>香川県高松市古新町2－3三井住友海上高松ビル4F<br>契約担当役　所長　森下　立昭 | 平成23年4月1日 | 個人 | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 804,000 | － | － | 宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借料 | 〒790-0011<br>愛媛県松山市千舟町4－5－4松山千舟454ビル2F<br>契約担当役　所長　中矢　良一 | 平成23年4月1日 | 合同会社CKRF6<br>東京都港区新橋二丁目2番9号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,502,920 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借契約 | 〒780-0870<br>高知県高知市本町4－1－8高知フコク生命ビル7F<br>契約担当役　所長　高橋　淳二 | 平成23年4月1日 | 富国生命保険相互会社<br>東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,103,752 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃借料 | 〒812-0016<br>福岡県福岡市博多区博多駅南2－9－30福岡県メディカルセンタービル1F<br>契約担当役　所長　織田　進 | 平成23年4月1日 | (社)福岡県医師会<br>福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,551,620 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒852-8117<br>長崎県長崎市平野町3－5建友社ビル3F<br>契約担当役　所長　福島　建一 | 平成23年4月1日 | (株)建友社興産<br>長崎県長崎市平野町3－5 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,150,000 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借 | 〒860-0806<br>熊本県熊本市花畑町9－24住友生命熊本ビル3F<br>契約担当役　所長　北野　邦俊 | 平成23年4月1日 | 住友生命保険相互会社<br>大阪府大阪市中央区城見1－4－35 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,395,568 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒870-0046<br>大分県大分市荷揚町3－1第百・みらい信金ビル7F<br>契約担当役　所長　三角　順一 | 平成23年4月1日 | 中央三井信託銀行(株)<br>東京都港区芝3丁目33番1号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,641,704 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所賃貸借料 | 〒880-0806<br>宮崎県宮崎市広島1－18－7大同生命宮崎ビル6F<br>契約担当役　所長　小岩屋　靖 | 平成23年4月1日 | 大同生命保険（株）<br>大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 9,100,284 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒890-0052<br>鹿児島県鹿児島市上之園町25－1中央ビル4階<br>契約担当役　所長　川元　孝久 | 平成23年4月1日 | ソフトマックス（株）<br>鹿児島県鹿児島市上之園町25－1中央ビル4階 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,922,128 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃貸借料 | 〒901-0152<br>沖縄県那覇市字小禄1831－1<br>沖縄産業支援センター7F<br>契約担当役　所長　比嘉　國郎 | 平成23年4月1日 | （株）沖縄産業振興センター<br>沖縄県那覇市字小禄1831番地1 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 8,607,060 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 外科用イメージ修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院<br>〒314-0343<br>茨城県神栖市土合本町1-9108-2<br>契約担当役　院長　廣瀬　彰 | 平成23年4月5日 | 東芝メディカルシステムズ（株）<br>茨城県つくば市梅園2丁目2番2号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | － | 4,882,500 | － | － | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 建物清掃業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院<br>〒222-0036<br>神奈川県横浜市港北区小机町3211<br>契約担当役　院長　西川　哲男 | 平成23年4月7日 | （株）ハリマビステム<br>神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2TSプラザ・ビルディング | 落札業者が契約不履行となったため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 149,919,000 | － | － | 落札業者が契約不履行となったため。 | 13 | |
| 従圧式陽圧人工呼吸器賃借 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院<br>〒143-0013<br>東京都大田区大森南4-13-21<br>契約担当役　院長　野村　和弘 | 平成23年4月11日 | 帝人在宅医療東京（株）<br>東京都千代田区霞が関3－2－1 | 患者が直接装着し患者自身が操作する医療機器であり、安全上機種の変更が出来ないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,880,525 | － | － | 患者自身が操作する医療機器であるため、医療安全上機種の変更ができず、また当機器に係る契約相手が当該業者以外にないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 敷地東法面震災復旧工事 | 独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション宮城作業所<br>〒981-0121<br>宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2<br>契約担当役　所長　小松　哲郎 | 平成23年4月13日 | （株）淺沼組東北支店<br>宮城県仙台市青葉区中央2－9－27 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 7,341,915 | － | － | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| X線透視装置X線管球他交換修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院<br>〒222-0036<br>神奈川県横浜市港北区小机町3211<br>契約担当役　院長　西川　哲男 | 平成23年4月25日 | 東芝メディカルシステムズ（株）横浜支店<br>神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | － | 7,875,000 | － | － | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 鳥取産業保健推進センター原状回復工事 | 〒651-0087<br>兵庫県神戸市中央区御幸通6－1－20三宮山田東急ビル8階<br>契約担当役　所長　川島　龍一 | 平成23年4月27日 | 清水建設（株）広島支店<br>広島県広島市中区上八町目堀8番2号 | 現状回復工事であり、賃貸借契約において工事施工者が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,780,000 | － | － | 事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。 | 5 | |
| 過酸化水素低温プラズマ滅菌システム100S一式購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院<br>〒756-0095<br>山口県山陽小野田市大字小野田1315-4<br>契約担当役　院長　坂部　武史 | 平成23年4月28日 | オリックス・レンテック（株）広島支店<br>広島県広島市中区中町7－41広島三栄ビル | 既設機器を買い取る方が時価に比べ著しく有利な価格で契約できるため、会計細則第52条第4号に該当。 | － | 10,468,500 | － | － | 既設機器を買い取る方が時価に比べ著しく有利な価格で契約できるため。 | 14 | |
| 過酸化水素低温プラズマ滅菌システムNX一式購入 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院<br>〒756-0095<br>山口県山陽小野田市大字小野田1315-4<br>契約担当役　院長　坂部　武史 | 平成23年4月28日 | オリックス・レンテック（株）広島支店<br>広島県広島市中区中町7－41広島三栄ビル | 既設機器を買い取る方が時価に比べ著しく有利な価格で契約できるため、会計細則第52条第4号に該当。 | － | 5,775,000 | － | － | 既設機器を買い取る方が時価に比べ著しく有利な価格で契約できるため。 | 14 | |
| ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理委託契約 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院<br>〒756-0095<br>山口県山陽小野田市大字小野田1315-4<br>契約担当役　院長　坂部　武史 | 平成23年5月1日 | 日本環境安全事業（株）北九州事業所（JESCO）<br>福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24 | 山口県の指定業者であり、契約の性質又は目的が競争に適さないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,550,400 | － | － | 山口県の指定業者であり、契約の性質又は目的が競争に適さないため。 | 19 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員駐車場賃借料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年5月1日 | 個人 | 駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 36,000,000 | － | － | 駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年5月1日 | 北九州市水道局<br>福岡県北九州市小倉北区城内1－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,245,949 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 下水道料 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院<br>〒800-0296<br>福岡県北九州市小倉南区曽根北町1－1<br>契約担当役　院長　糸満　盛憲 | 平成23年5月1日 | 北九州市水道局<br>福岡県北九州市小倉北区城内1－1 | 契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。 | － | 4,384,504 | － | － | 供給可能な業者が他にいないため。 | 8 | |
| 新鳥取産業保健推進連絡事務所賃借 | 〒651-0087<br>兵庫県神戸市中央区御幸通6－1－20三宮山田東急ビル8階<br>契約担当役　所長　川島　龍一 | 平成23年5月1日 | (株)第一ビルディング<br>東京都中央区京橋二丁目4番12号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 2,177,340 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| 消毒保管機2式 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院<br>〒763-8502<br>香川県丸亀市城東町3-3-1<br>契約担当役　院長　多田　慎也 | 平成23年5月2日 | (株)中西製作所<br>香川県高松市松縄町34－2 | 既保有機器が修理不能となり、早急な対応をしないと入院患者への食事配膳ができなくなるため、会計細則第52条第1号に該当。 | － | 2,205,000 | － | － | 既保有機器が修理不能となり、早急な対応をしないと入院患者への食事配膳ができなくなるため。 | 13 | |
| 事務所一時使用賃貸借契約 | 〒812-0016<br>福岡県福岡市博多区博多駅南2－9－30福岡県メディカルセンタービル1F<br>契約担当役　所長　織田　進 | 平成23年5月13日 | (株)第一ビルディング<br>東京都中央区京橋二丁目4番12号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,521,620 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 血管造影装置修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年5月18日 | シーメンス・ジャパン（株）<br>宮城県仙台市太白区富沢南２－８－９ | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | － | 1,680,000 | － | － | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 鳥取産業保健推進センター原状回復工事 | 〒651-0087<br>兵庫県神戸市中央区御幸通６－１－２０三宮山田東急ビル8階<br>契約担当役　所長　川島　龍一 | 平成23年5月23日 | 清水建設（株）広島支店<br>広島県広島市中区上八堀8番2号 | 現状回復工事であり、賃貸借契約において工事施工者が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,780,000 | － | － | 事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。 | 5 | |
| 事務所賃借料 | 〒920-0031<br>石川県金沢市広岡３－１－１金沢パークビル9階<br>契約担当役　所長　小山　善子 | 平成23年5月25日 | （株）加藤ビル<br>福井県福井市中央1丁目3番1号 | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,764,503 | － | － | 事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。 | 5 | |
| X線透視撮影装置管球交換業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院<br>〒488-8585<br>愛知県尾張旭市平子町北61<br>契約担当役　院長　勝屋　弘忠 | 平成23年5月26日 | （株）日立メディコ名古屋支店<br>愛知県名古屋市中区錦三丁目１１－３３マニュライフプレイス名古屋ビル3階 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | － | 2,278,500 | － | － | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 事務所原状回復工事 | 〒920-0031<br>石川県金沢市広岡３－１－１金沢パークビル9階<br>契約担当役　所長　小山　善子 | 平成23年6月1日 | ケーアンドイー（株）北陸支店<br>福井県福井市中央2丁目6番8号 | 現状回復工事であり、賃貸借契約において工事施工者が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 3,255,000 | － | － | 事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。 | 5 | |
| 中国労災病院看護師宿舎建設工事監理業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院<br>〒737-0193<br>広島県呉市広多賀谷1-5-1<br>契約担当役　院長　碓井　亞 | 平成23年6月3日 | （株）村田相互設計<br>広島県広島市中区舟入南４－２０－８ | 契約の性質又は目的が競争に適さないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 5,544,000 | － | － | 当該工事について設計段階から一連の業務であるため。 | 14 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 心カテ用X線装置管球取替 | 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司ﾒﾃﾞｨｶﾙｾﾝﾀｰ<br>〒801-8502<br>福岡県北九州市門司区東港町3-1<br>契約担当役　院長　中島　康秀 | 平成23年6月5日 | 東芝メディカルシステムズ（株）<br>福岡県北九州市小倉北区紺屋町12—4 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 7,717,500 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 千葉労災病院増改築工事監理業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年6月9日 | （株）岡田新一設計事務所<br>東京都文京区春日1－10－1 | 契約の性質又は目的が競争に適さないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 58,275,000 | — | — | 当該工事について設計段階から一連の業務であるため。 | 14 | |
| 超音波診断装置振動子ヘッド修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院<br>〒222-0036<br>神奈川県横浜市港北区小机町3211<br>契約担当役　院長　西川　哲男 | 平成23年6月10日 | 東芝メディカルシステムズ（株）横浜支店<br>神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 1,365,000 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 冷却塔充填材交換工事 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年6月13日 | 日比谷総合設備（株）<br>宮城県仙台市宮城野区榴岡4－2－8 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | — | 6,457,500 | — | — | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 手術用RO水製造装置RO膜交換工事 | 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院<br>〒981-8563<br>宮城県仙台市青葉区台原4-3-21<br>契約担当役　院長　三浦　幸雄 | 平成23年6月13日 | 新日本空調（株）<br>宮城県仙台市青葉区一番町3－7－1 | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第52条第1号に該当。 | — | 6,368,250 | — | — | 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 「労働基準広報」 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年6月17日 | （株）労働調査会<br>東京都豊島区北大塚2丁目4番5号 | 出版元から大量の部数を購入する必要があることから、当該業者以外は行うことが出来ないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 1,735,776 | — | — | 出版物の発行元であるため。 | 10 | |

【様式2】

# 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（第1四半期契約締結分）

（独立行政法人名：労働者健康福祉機構）

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 「労経ファイル」 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年6月17日 | （株）労働新聞社<br>東京都板橋区仲町29－9 | 出版元から大量の部数を購入する必要があることから、当該業者以外は行うことが出来ないものであり、会計細則第52条第6号に該当。 | － | 1,480,500 | － | － | 出版物の発行元であるため。 | 10 | |
| X線透視装置X線管球交換修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院<br>〒222-0036<br>神奈川県横浜市港北区小机町3211<br>契約担当役　院長　西川　哲男 | 平成23年6月21日 | 東芝メディカルシステムズ（株）横浜支店<br>神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | － | 7,297,500 | － | － | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 熊本労災看護専門学校外構工事 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部<br>〒212-0013<br>神奈川県川崎市幸区堀川町580<br>契約担当役　理事　大橋　哲郎 | 平成23年6月23日 | 西松建設（株）九州支社<br>福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号 | 現に履行中の工事に関する契約でこれを他の者に分割して履行させることが不利であることから、会計細則第52条第2号に該当。 | － | 36,750,000 | － | － | 現に履行中の工事に関する契約でこれを他の者に分割して履行させることが不利であるため。 | 14 | |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別　類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
   - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
   - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
   - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
   - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
   - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
   - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
   - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」